

八女市中古住宅取得支援補助金交付要綱

(平成28年5月11日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、八女市への転入及び定住促進による地域の活性化及び空き家の活用による住環境の保全を図るため、中古住宅の購入に係る経費の一部を予算の範囲内で補助することに関し、八女市補助金交付規則（昭和46年八女市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 本市の区域内に存する居住の用に供される家屋で、玄関、トイレ、台所、居室等を有し、利用上の独立性を有するものをいう。
- (2) 中古住宅 人の居住の用に供したのある一戸建て住宅又は共同住宅（居住の用に供するために独立的に区画された一の部分に限る。）等をいう。
- (3) 併用住宅 居住以外の用途にも供される家屋をいう。ただし、事業の用に供する部分とは別に玄関、トイレ、台所及び居室等を有しなければならない。
- (4) 転入世帯 中古住宅の取得の日を挟んだ前後それぞれ1年間に八女市に転入し、かつ、当該転入した日の前日から起算して前3年間に八女市に住所を有したことがない者を1人以上含む世帯をいう。
- (5) 新婚世帯 申請日現在において、婚姻（再婚を含む。）後5年を経過していない夫婦（そのいずれか一方が40歳未満のものに限る。）を含む世帯で、かつ、市内に定住する意思を有するものをいう。
- (6) 子育て世帯 子ども（出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子）を扶養している世帯で、かつ、市内に定住する意思を有する世帯をいう。
- (7) 世帯 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の規定により編成される住民基本台帳における世帯をいう。
- (8) 市税等 市税、国民健康保険税及び税外徴収金をいう。

(補助対象要件)

第3条 補助金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市外から本市に転入し、又は市内において転居した者が、住宅の所在地

を住所として住民基本台帳法に基づく住民登録をされていること。

(2) 平成28年1月2日以降において、市内に自ら居住するための中古住宅を購入し、当該住宅に係る所有権保存登記又は移転登記が完了していること。

(3) 平成28年1月2日以降において、第1号に規定する中古住宅の所有権保存登記又は移転登記が完了した日から1年以内に当該住宅に居住すること。

(4) 世帯を構成する者が、過去にこの補助金の支給を受けていないこと。

(5) 世帯を構成する者が、市税等を滞納していないこと。

(6) 世帯を構成する者が、八女市暴力団排除条例（平成22年八女市条例第10号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(7) 世帯を構成する者が、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としないものとする。

(1) 別荘（居住の有無に関わらず、既に住宅を所有している者が新たに建築又は購入する住宅をいう。）の取得

(2) 賃貸、販売等営利を目的とする住宅

(3) 相続又は贈与による住宅の取得

(4) 公共工事に伴う移転補償、損害賠償等の補てんを受けて取得した住宅（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、中古住宅の購入に要する費用（土地及び建物の合計購入費用をいう。ただし、消費税及び地方消費税を除く。）に100分の5を乗じて得た額とし、10万円を上限とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金を受けようとする者の属する世帯が次の各号に該当する場合は、前項の規定により算出した補助金の額に、当該各号に定める額を加算するものとする。

(1) 転入世帯 1世帯につき20万円

(2) 新婚世帯又は子育て世帯 1世帯につき10万円

（補助金の交付申請）

第5条 補助金を受けようとする世帯の代表者（当該住宅の所有権者をいう。）は、八女市中古住宅取得支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて

市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯員全員の住民票の写し
- (2) 世帯員全員に市税等の滞納がないことを証する書類
- (3) 中古住宅の購入に係る売買契約書の写し
- (4) 中古住宅の登記事項証明書の写し
- (5) 中古住宅の購入に係る支払い実績が分かる書類の写し（領収書等）
- (6) 戸籍謄本（新婚世帯に該当する場合のみ）

2 前項の場合において、補助対象住宅が共有名義（当該交付対象住宅の所有権の登記名義人となる者が2人以上である場合をいう。）であるときは、共有者の中から代表者を選定し、当該代表者が他の共有者の同意を得て申請するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、申請者が八女市中古住宅取得支援補助金交付申請に係る調査同意書（様式第2号）を市長に提出したときは、同項第1号及び第2号の書類の提出を要しない。

（補助金の申請期間）

第6条 補助金の交付申請期間は、居住した日から半年以内とする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の可否を決定し、八女市中古住宅取得支援補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）によりその旨の通知を行うものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者は、八女市中古住宅取得支援補助金請求書（様式第4号）により請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、申請者が虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付の決定を取り消し、八女市中古住宅取得支援補助金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度から平成30年度までの補助金について適用する。

この要綱は、平成28年5月16日から施行し、この要綱による改正後の八女市中古住宅取得支援補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。